

高齢者タクシー利用助成券のご利用についての注意点

- タクシー利用助成券を交付された方以外の利用はできません。
- 降車時に、乗務員に介護保険被保険者証を提示してください。
- 1回の利用枚数に制限はありませんが、500円未満の支払いの際は現金でお支払いください。

タクシー料金の支払いにおいて乗車券を使用し、500円未満の端数が出た場合は、その端数の金額は現金でお支払いください。

【タクシー料金が1,200円の場合】

- ・助成券2枚（1,000円分）をご利用いただき、残りの200円を現金でお支払いください。
- ・助成券3枚（1,500円分）を利用して、300円のおつりをもらうことはできません。
- ・助成券3枚（1,500円分）を利用して、300円分のおつりをもらわないこともできません。

- 料金が1割引になる場合があります。

「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「原爆手帳」・「運転経歴証明書」をお持ちの方は、メーター表示額の料金が1割引になる場合があります。

また、この割引とタクシー利用助成券の併用は可能です。

- じん臓障害者通院助成の「タクシー乗車券」及び運転免許返納高齢者支援事業の「市内タクシー利用助成券」との併用は可能です。
- 紛失、又は盗難等に対し庄原市は一切その責任を負いません。

助成券は一度しか発行できません。

紛失・破損、又は、盗難にあった場合でも再交付はできませんのでご注意ください。

- 裏面に記載されているタクシー業者以外のタクシーでは使用しないでください。
 - タクシー利用助成券の適正な利用に、ご協力お願いいたします。
- 不正に使用された場合、相当する金額を返還していただく場合があります。
- 介助人が必要な場合がありますので、車椅子を利用している旨を伝えてください。